認定農業者制度のあらまし

担い手不足 → 育成・確保 → プロの農業経営者

認定農業者制度（平成５年創設）

効率的かつ安定的な農業経営を目指して、

- 農業経営改善計画の認定
- 計画達成に向けての支援

担い手の明確化 →

【まずは彦根市農林水産課にご相談ください】

・各集落での話し合い

・担い手についての合意形成

（「農業経営改善計画の認定に係る同意書」の作成）

計画の作成 →

・５年後を見通した「農業経営改善計画」を作成

・記載内容は、

ア　農業経営の現状

イ　農業経営の改善に関する目標（５年後）

ウ　目標達成のためにとるべき措置

認定の申請 →

・彦根市に計画の認定を申請

認定の審査 →

・農業委員会や JA 等の関係機関からの意見聴取

・認定要件（下記）の適否審査

ア　基本構想に照らして適正か

イ　計画の達成される見込みが確実か

ウ　農地の効率的、総合的な利用を図るため適正か

・要件のすべてを満たすと認めるときは、計画を認定

認定農業者！ →

・農業者経営改善計画認定書の交付（有効期限５年）

・自ら立てた計画に沿った経営改善への取り組み

・認定期間の中間年と最終年に、経営改善状況の報告

・湖東地域農業担い手育成総合支援協議会等による支援

・「彦根市認定農業者の会」への加入